

ある四条金吾頼基の日蓮観を記したものとみるのが妥当だ、と考えるからである。未再治本にはみられない、日蓮を「上行菩薩」そのものとする記述が再治本にみられるのも、より正確を期して、信奉者、殊に当事者の日蓮観を書き加えたもの、とみてよいであろう。

### 日蓮における無戒思想の宗教的意味

北川 前肇

#### 一 末法は無戒の時代

日蓮(一二三二—八二)が仏滅年代を起算する根拠は、唐の法琳(五七二—六四〇)の『破邪論』上巻(大正藏経第五十二卷四七八頁b)に引用する『周書異記』の「周の穆王五十二年、壬申の歳、二月十五日」にある。この仏滅年代は紀元前九四九年に当たり、正法時代一千年、像法時代一千年、末法時代一万年の三時説に従えば、末法初年は日本の永承七(一〇五二)年に当たる。このように日蓮が『周書異記』によって仏滅年時を確認し、自ら活動している時代を末法のはじめと認識していることは、『災難興起由来』にこの文を引用(『昭和定本日蓮聖人遺文』(以下『昭和定本』と略称)一五九頁)していること、さらに建治二(一二七六)年に著している『報恩抄』に、

一閻浮提の内に仏滅後二千二百二十五年が間、一人も唱へず。日蓮一人南無妙法蓮華経・南無妙法蓮華経等と声もをしまし唱ふるなり。(『昭和定本』一二四八頁)

と明記していることからそのことが知られる。

では、この末法の仏教的様相は、どのようなものであったのかをたずねてみると、『大方等大集経』第五十五卷の「分布閻浮提品」には、第五の五百年を「鬪諍言訟白法隱没」(大正藏経第十三卷三六三頁b)と規定し、仏教界のみならず世間の争乱があると明記、しかも釈尊の正法が隠れてしまうというのである。

日蓮はこの「鬪諍言訟白法隱没」を依用すると同時に、伝教撰述と伝える『末法灯明記』の記す「末法無戒」(『伝教大師全集』第一卷四一八頁)の説を受容しているのである。

たとえば檀越の南条兵衛七郎に与えた書簡の一節には、「像法千年の後は末法万年。持戒もなし破戒もなし、無戒の者のみに国に充滿せん。而も濁世と申してみだれたる世也」(『昭和定本』三三二頁)と明記していることからそのことがうかがえる。

では、日蓮は「末法無戒」説に対して、どのようにこの思想を超克しようとしているのであろうか。

#### 二 末法無戒思想の超克

『末法灯明記』には、末法に「持戒」があるとすればこれは奇異なことで、街に虎が出没するというようなもので、信じ難いことであるというのである。つまり、末法は無戒の者のみが存在するというのである。しかも日蓮はこの「市の虎」について説示している。

みずから「法華経の行者」と称する日蓮は、この無戒思想をそのまま全面肯定するのであろうか。その視点から日蓮遺文にたずねてみると、『一代聖教大意』には、末法に戒を持つこと

がなくても、「持戒の者」と見なす経証として、『法華経』見宝塔品の偈頌に当たる「是則勇猛 是則精進 是名持戒 行頭陀者」(『昭和定本』七〇頁)の文を引用し、法華経という教法を保つことが「持戒」に当たると明示する。つまり、末法における教法受持こそが「持戒」にはかならず、仮りに五戒等を持つとしても、それは持戒と見なさないというのである。つまり、教法と戒律とを相対化するとき、戒律を持つ者は末法には存在しないという「末法無戒」を受容し、これに代わるのが「教法受持」、あるいは「正法護持」にあると認識しているのである。これを援証する根拠として、『大般涅槃経』如来性品(大正藏経第十二巻四〇〇頁c)に、教法を受持ことにゆるやか(乗緩)な立場は、正法を持つ者に不熱心な者であり、戒律にゆるやか(戒緩)な者は、正法護持に不熱心な者と規定しないという。つまり、末法において熱心に正法を信奉することが「持戒」にはかならないと規定し、ここに「末法無戒思想」を超克する立場が知られるのである。

### 日興門流における諫暁活動の展開

本間 俊文

日蓮滅後、六老僧をはじめとする日蓮門下諸師は権力者に対して諍法対治と正法建立を要請する申状を提出し、国家諫暁を展開した。特に日興を門祖とする日興門流においてはその活動が顕著であり、門流内における教化活動の一つとして国家諫暁

が位置付けられていた様子が窺える。

日興滅後、日興門流諸師は相次いで国家諫暁を実行した。それらの諫暁活動は、特に日興入滅直後十数年の間に集中して行われたことが確認できる。この期間に提出された日興門流諸師の申状を見ると、その多くは公家に対して提出されていることがわかる。日興門流において度々公家奏聞が行われたのは、鎌倉幕府崩壊後の政権の京都移行によるところだけでなく、日興の生前からの公家奏聞の遺志を果たすためでもあったと考えられ、さらには妙顕寺日像が早くから京都に弘通し、建武元年(一一三三)に妙顕寺が日蓮教団最初の勅願寺として公認されたこともまた公家奏聞を促す要因の一つとなったと推測される。

日蓮門下の申状は、主に天下泰平国土安穩実現のために諍法対治し、正法・法華経への帰依を要請する内容で記される。また申状の多くには副進書として日蓮の『立正安国論』が副えられている。日蓮門下が国家諫暁によって求めた諍法対治・正法帰依は『立正安国論』に主張される精神そのものであり、門下は『立正安国論』を副進することで、自身の申状の主張を強調させようとしたと考えられる。日興門流諸師の申状は、そのほとんどにおいて帰依すべき正法・法華経を「法華本門ノ正法」等と表記しているところに特徴がある。またその副進書は『立正安国論』の他に、公家宛申状には日興筆とされる『三時弘経次第』(または『三時弘経図』)がほぼ共通して副えられ、さらに日興・日目をはじめとする先師の申状も副進される。『三時弘経次第』とは天皇に対する教化の次第が記されたもので、末